

# 荒尾市立荒尾第一小学校学校運営協議会規則（規約）

（学校運営協議会の設置と名称等）

## 第1条

本校に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を置き、荒尾市立荒尾第一小学校学校運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）の任命等、禁止事項及び任期については、荒尾市学校運営協議会規則（平成25年教育委員会規則第1号。以下「教育委員会規則」という。）

第5条から第7条までの規定による。

（協議会の目的）

## 第2条

協議会は、本校が所在する地域の住民、本校児童の保護者及び学識経験者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画等を進め、学校と地域住民等との信頼関係を深めるとともに、児童のより豊かな人間性を育むことを目的とする。

（協議会の任務）

第3条 協議会は、次の各号に規定する任務を行う。

- (1) 本校の基本方針について承認をすること。
- (2) 学校運営、職員の採用及びその他の任用に関する事項について意見を述べること。
- (3) 学校運営について地域住民等の理解・協力・参画を促進すること。
- (4) 学校の運営状況等について毎年1回以上の評価を行うこと。
- (5) 地域住民等に対する情報提供に努めること。
- (6) その他協議会の目的達成のために必要と認められること。

（会長、副会長、事務局、その他）

## 第4条

教育委員会規則第8条の規定により、協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、必要に応じて協議会の会議を招集する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 事務局に本校職員をあて、議事の記録、企画推進のための連絡調整及び、情報発信等の協議会の事務を行う。

5 必要に応じて、部を設ける。

（委員の活動）

第5条 委員は、次の各号に規定する活動を行う。

- (1) 地域住民等の学校運営に係る情報の収集と当該情報の学校への提供
- (2) 学校行事等への参加による学校、地域及び家庭における児童の様子に係る情報の収集と当該情報の学校への提供。
- (3) 学校運営上の課題解決に係る地域住民等による学校支援の活動及び児童による地域貢献の活動に対する企画調整及び助言協力。
- (4) 学校関係者評価の実施と学校及び地域住民等への当該結果の周知。
- (5) 学校及び児童の状況並びに協議会の活動についての啓発。
- (6) その他協議会の目的達成のために必要と認められること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。